

自治研究

第九十七巻 第四號

令和三年四月十日発行

論 說

行政法学からみた受信契約締結義務・補論(下)

——カットフィルター事件を素材として……………京都大学名誉教授 高木 光 3

「財政上の地方自治」の保障規定(二)

——九条以外の憲法改正の視点……………元岡山大学教授・元岡山市長 安宅 敬 祐 19

こんな規制(兼職禁止)に誰がした?(二)

——忘れられた近代日本の地方制度・その四(一)の続き……………明治大学名誉教授 山下 茂 52

国に対する法令の適用(二)

……………京都大学教授 仲野 武 志 71

研 究

ドイツにおける行政手続観の生成と変容(二)

……………大阪経済大学専任講師 福 島 卓 哉 104

条例の適法性判断(二)

——日本と中国を対象に……………九州大学助教 福 島 卓 哉 121

ドイツ憲法判例研究(239)……………ドイツ憲法判例研究会

三九 資本金会社の二五%を超え五〇%までの持分等が五年以内に

移譲された場合に当該割合に応じて欠損金の繰越控除を認めない法人税法八〇条一文の違憲性……………新潟大学准教授 山本真敬 139

資 料……………総 務 省

二〇四〇年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申(四・完)……………

第五次男女共同参画基本計画(二)

——すべての女性が輝く令和の社会へ……………156